

令和3年生駒市教育委員会

第3回定例会 議案

令和3年3月25日

生駒市教育委員会

令和3年生駒市教育委員会(第3回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第3号	生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則の制定について	1
報告第4号	生駒市スポーツ推進審議会からの答申について	2
議案第12号	生駒市スポーツ推進計画【改訂版】の策定について	5
議案第13号	生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について	6
議案第14号	学校運営協議会を設置する学校について	9
議案第15号	生駒市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について	24
議案第16号	令和3年度第2次生駒市教育大綱アクションプランの策定について	26

報告第3号

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する
規則の制定について

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、次のとおり報告する。

令和3年3月25日提出

生駒市教育委員会
教育長 中 田 好 昭

生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則
生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則（平成24年6月生駒市規則
第21号）の一部を次のように改正する。

別表第4レスリングマットの項の次に次のように加える。

スポットクーラー（固定式のものに限る。）	1台1時間につき 310円
気化式大型冷風機	1台210円

別表第4備考第2項を次のように改める。

- 2 スポットクーラー（固定式のものに限る。）及び夜間照明を使用する場合において、使用の単位時間に端数が生じたときは、単位時間の使用があったものとみなす。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

報告第4号

生駒市スポーツ推進審議会からの答申について

生駒市スポーツ推進審議会からの答申について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則(昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号)第6条第1号の規定により、別冊のとおり報告する。

令和3年3月25日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭



生 ス 審 第 4 号
令和3年2月25日

生駒市教育委員会
教育長 中田 好昭 様

生駒市スポーツ推進審議会
会長 池田 誠也



生駒市スポーツ推進計画のあり方について（答申）

令和2年10月1日付け生教ス第43号で諮問のあった標記の件について、慎重に審議した結果、別紙「生駒市スポーツ推進計画【改訂版】（案）」のとおり取りまとめましたので答申いたします。

本審議会では、本計画の事業・施策の進捗を検証するとともに、新型コロナウイルス感染症のスポーツ環境への影響等を鑑み審議を行いました。

（1）新型コロナウイルス感染症によるスポーツ環境への影響について

新型コロナウイルス感染症の影響により、本計画の施策や事業の進捗が遅れていること、また、東京2020オリンピック・パラリンピックやワールドマスターズゲームズ2021関西等の世界規模の大会が延期や中止されたことから、感染症対策についての今後の方向性を見極め、本市のスポーツ活動を進めることが望ましい。

（2）ICTを利活用したスポーツ環境の整備について

新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、オンラインでのスポーツ教室やイベントの実施、また、スポーツ競技大会等のオンライン配信の需要の高まりも予想されるため、ICTを利活用したスポーツ活動の環境の検討を行う必要がある。

（3）総合型地域スポーツクラブの推進について [本計画重要施策]

市内総合型地域スポーツクラブでは、会員数や事業参加者数が増加しており、本計画実施の成果が表れてきていることから、市民誰もが身近な地域で気軽にスポーツに親しめる環境の更なる充実や、設立クラブの安定運営を目指すため、継続して本計画に掲げられている取り組みを推進するべきである。

(4) 障がい者のスポーツ活動の推進について [本計画重要施策]

障がい者のスポーツ活動については、障がい者用スポーツ用品の拡充や、障がい者を対象とした体育施設の開放事業など、スポーツを始めるきっかけとなる環境は、本計画策定後に大きく前進している。今後は、スポーツを身近に感じ、日常的にスポーツ活動を行うことができる環境整備が必要となることから、継続して本計画の取り組みを推進すべきと考える。

(5) 国や県等のスポーツ関連計画との整合性について

新型コロナウイルス感染拡大防止対策としての「新しい生活様式」を踏まえた上で策定が想定される、国の次期スポーツ基本計画（計画開始予定年度：令和4年度～）、次期奈良県スポーツ推進計画（計画開始予定年度：令和5年度～）等の各施策を注視し、今後のスポーツ推進とすることが重要である。

(6) 市他計画等との整合性について

本市の将来都市像である「自分らしく輝けるステージ・生駒」を目指すため、次期計画策定の際は、市総合計画や市教育大綱、市公共施設マネジメント推進計画等の関連する市重要計画の施策や計画期間、また、市体育施設指定管理者の更新時期等を考慮することで、より実現性の高い計画とすることができると考える。

以上から、本計画の各施策の数値目標の新たな設定を見定めることが困難であり、本計画を引き続き推進する必要があると判断し、今後策定される関連計画等との整合性を図った上で、次期計画を策定することが望ましいと考えます。

そのため、今回の改定は、本計画期間を令和5年度までの3年間延長することとし、字句の訂正等のみに留めることといたしました。

この答申を機に、スポーツの力で、高齢者・障がい者を含めたあらゆる市民がいきいきと笑顔あふれるまちとなることを期待しています。

今後、本審議会としても、教育委員会と連携しつつ、本市のさらなる発展のために尽力してまいりたいと考えております。

議案第 12 号

生駒市スポーツ推進計画【改訂版】の策定について

生駒市スポーツ推進計画【改訂版】の策定について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 1 号の規定により、別冊のとおり提出する。

令和 3 年 3 月 25 日

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

議案第 13 号

生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

上記議案を提出する。

令和 3 年 3 月 25 日

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

生駒市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

生駒市教育委員会事務局組織規則(平成 2 年 4 月生駒市教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「庶務係 保育幼稚園係」を「庶務係 企画係 保育幼稚園係」に、「鹿ノ台図書室係」を「鹿ノ台図書室係 市史編さん係」に改める。

別表の 1 の表教育総務課の部庶務係の項第 16 号を次のように改める。

(16) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則(平成 28 年 3 月生駒市規則第 10 号)第 2 条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの

ア 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。

イ 総合教育会議に関すること。

別表の 1 の表教育総務課の部庶務係の項中第 17 号を削り、第 18 号を第 17 号とし、第 19 号を第 18 号とする。

別表の 1 の表教育指導課の項中第 15 号を第 16 号とし、第 14 号の次に次の 1 号を加える。

(15) 放課後こども教室に関すること。

別表の 1 の表こども課の部庶務係の項第 1 号中「生駒市児童福祉事務補助執行規則(平成 28 年 3 月生駒市規則第 10 号)」を「生駒市教育委員会に対する補助

執行規則」に改め、同号中アからオまでを削り、カをアとし、キからコまでをイからオまでとし、同項に次の1号を加える。

(2) 課の庶務に関すること。

別表の1の表こども課の部庶務係の項の次に次のように加える。

企画係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 幼稚園教育の企画及び調査研究に関すること。 (2) 幼稚園運営に係る支援及び教職員の教育活動に係る指導助言に関すること。 (3) 教育課程の編成、実施、進行管理等の指導助言に関すること。 (4) 幼稚園の用に供する教育財産の維持管理に関すること。 (5) 幼稚園施設の営繕、保全及び管理に関すること。 (6) 教職員の人事に関すること。 (7) 教職員及び園児の健康管理並びに福利厚生に関すること。 (8) 前各号に定めるもののほか、幼稚園に係る管理運営に関すること。 (9) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 子ども・子育て支援事業計画に関すること。 イ 子ども・子育て会議に関すること。 ウ 少子化対策に関すること。 エ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する企画、調査及び連絡調整に関すること。 オ 市立の保育所及びこども園の運営に関すること。 カ 市立の保育所及びこども園の施設の整備に関すること。 キ 市立の保育所及びこども園の職員の任免、研修その他人事に関すること。 ク 保育所運営委員会に関すること。
-----	--

別表の1の表こども課の部保育幼稚園係の項第1号を次のように改める。

(1) 園児の入退園事務に関すること。

別表の1の表こども課の部保育幼稚園係の項第2号から第9号までを削り、同項第10号中「生駒市児童福祉事務補助執行規則」を「生駒市教育委員会に対する補助執行規則」に改め、同号中オを削り、カをオとし、キからケまでを削り、同号に次のように加え、同号を同項第2号とする。

カ 私立幼稚園に関すること。

別表の1の表こども課の部学童係の項第2号を次のように改める。

(2) 学童保育運営協議会に関すること。

別表の1の表子育て支援総合センターの項第1号及びこどもサポートセンターの項第1号中「生駒市児童福祉事務補助執行規則」を「生駒市教育委員会に対する補助執行規則」に改める。

別表の2の表図書館の部鹿ノ台図書室係の項の次に次のように加える。

市史編さん係	(1) 生駒市教育委員会に対する補助執行規則第2条に掲げる事務のうち、市史編さんに関すること。
--------	---

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 1 4 号

学校運営協議会を設置する学校について

学校運営協議会を設置する学校について、下記の学校に学校運営協議会を設置したいから、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第2条第5号の2の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和3年3月25日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

【学校運営協議会を設置する学校】

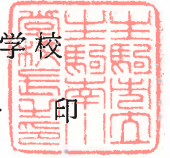
生駒南小学校・生駒南中学校、生駒北小学校・生駒北中学校、生駒台小学校、
生駒東小学校、真弓小学校、俵口小学校、鹿ノ台小学校・鹿ノ台中学校、
桜ヶ丘小学校、生駒中学校、緑ヶ丘中学校、光明中学校

令和3年3月10日

生駒市教育委員会 様

生駒市立生駒南小学校

校長 大久保智子



学校運営協議会設置申出書

学校運営協議会を設置したいので、生駒市学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記の通り申し出します。

記

1. 学校運営協議会を設置する目的

- ① 地域住民や保護者が学校運営に参画することにより、学校と地域の連携・協働体制を作る。
- ② 学校と地域、保護者との間の信頼関係を深め、ともに児童生徒の健全育成に取り組む。
- ③ 学校、保護者及び地域住民が一体となって、より良い学校教育と特色ある学校づくりを推進する。

2. 共同で学校運営協議会を設置する学校（該当がある場合のみ）

生駒市立生駒南中学校

令和3年3月10日

生駒市教育委員会 様

生駒市立生駒南中学校
校長 辻本 佳嗣 印



学校運営協議会設置申出書

学校運営協議会を設置したいので、生駒市学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記の通り申し出します。

記

1. 学校運営協議会を設置する目的

- ① 地域住民や保護者が学校運営に参画することにより、学校と地域の連携・協働体制を作る。
- ② 学校と地域、保護者との間の信頼関係を深め、ともに児童生徒の健全育成に取り組む。
- ③ 学校、保護者及び地域住民が一体となって、より良い学校教育と特色ある学校づくりを推進する。

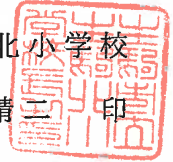
2. 共同で学校運営協議会を設置する学校（該当がある場合のみ）

生駒市立生駒南小学校

令和3年3月10日

生駒市教育委員会 様

生駒市立生駒北小学校
校長 田月 靖二 印



学校運営協議会設置申出書

学校運営協議会を設置したいので、生駒市学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記の通り申し出します。

記

1. 学校運営協議会を設置する目的

- ①学校と地域の連携・協働体制を構築し、「地域とともにある学校づくり」を目指す。
- ②学校と地域、保護者が学校運営の目標やビジョンを共有し、「学校を核とした地域づくり」を目指す。
- ③学校、保護者及び地域住民が一体となって、より良い学校教育と特色ある学校づくりを推進する。

2. 共同で学校運営協議会を設置する学校（該当がある場合のみ）

生駒市立生駒北中学校

令和3年3月10日

生駒市教育委員会 様

生駒市立生駒北中学校

校長 田月 靖二 印



学校運営協議会設置申出書

学校運営協議会を設置したいので、生駒市学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記の通り申し出します。

記

1. 学校運営協議会を設置する目的

- ① 学校と地域の連携・協働体制を構築し、「地域とともにある学校づくり」を目指す。
- ② 学校と地域、保護者が学校運営の目標やビジョンを共有し、「学校を核とした地域づくり」を目指す。
- ③ 学校、保護者及び地域住民が一体となって、より良い学校教育と特色ある学校づくりを推進する。

2. 共同で学校運営協議会を設置する学校（該当がある場合のみ）

生駒市立生駒北小学校

令和 3年 3月 5日

生駒市教育委員会 様

生駒市立生駒台小学校
校長 稲浦寿子 印



学校運営協議会設置申出書

学校運営協議会を設置したいので、生駒市学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記の通り申し出します。

記

1. 学校運営協議会を設置する目的

- ①地域の声や地域の意見を集め、それを活かした学校運営を行うため。
- ②健全な学校経営が行われているかについて、広く意見を聞くため。
- ③教育活動全般について、構成員の多様な立場からの考えを収集するため。
- ④地域の力を学校教育活動に活かすためのコーディネーター機関として。

2. 共同で学校運営協議会を設置する学校（該当がある場合のみ）

令和3年2月25日

生駒市教育委員会 様

学 校 名 生駒市立生駒東小学校

学校長名 古川 奈保子



学校運営協議会設置申出書

学校運営協議会を設置したいので、生駒市学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記の通り申し出します。

記

1. 学校運営協議会を設置する目的

保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、地域とともにある学校づくりを実現するため。学校を取り巻く課題を解決し、子どもたちの「生きる力」を育むため、教職員・地域住民・保護者との協働を進めながら、学区運営の改善を図るため。

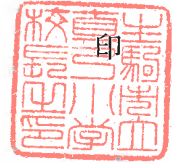
2. 共同で学校運営協議会を設置する学校（該当がある場合のみ）

令和3年2月26日

生駒市教育委員会 様

学 校 名 生駒市立真弓小学校

学校長名 堀田 勝



学校運営協議会設置申出書

学校運営協議会を設置したいので、生駒市学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記の通り申し出します。

記

1. 学校運営協議会を設置する目的

保護者や地域住民の意見を取り入れ、学校の運営に生かしていくことは、「地域とともにある学校づくり」を進める上で重要である。

そのために、学校運営協議会を設置して学校の運営方針を承認いただき、目指す子ども像や学校像の実現のため、保護者、地域と学校が一体となった取組を進めたい。

2. 共同で学校運営協議会を設置する学校（該当がある場合のみ）

令和 3 年 3 月 9 日

生駒市教育委員会 様

学 校 名 生駒市立俵口小学校

学校長名 増田 智子



学校運営協議会設置申出書

学校運営協議会を設置したいので、生駒市学校運営協議会規則第 2 条の規定に基づき、下記の通り申し出します。

記

1. 学校運営協議会を設置する目的

本校の校区には、昭和 50 年代に開発が進んだ複数の住宅地が存在している。そのため、十数年前までは本校の児童数は多かったが、付近の住宅地の高齢化や少子化が進んだことで、最近では児童数の減少が続いている。校区に隣接して近鉄生駒駅があり、保護者が大阪で勤務しているという児童も相当数いる。また、両親が共働きという家庭も多く、低学年を中心に学童保育に在籍している児童が多い。

今年度実施された「令和 2 年度第 6 学年学習到達度調査」の質問紙調査の結果によると、生駒市や奈良県の結果と比較して、本校の児童は自己肯定感や規範意識の項目で肯定意見の割合が低いという事が明らかになった。他にも、地域への帰属意識や貢献意識の項目でも、生駒市や奈良県の結果と比べて肯定意見の割合が低いという事が明らかになった。児童が自己実現に向けてよりよい成長を遂げるためには、これらの意識の醸成が重要であることは言うまでもないことである。

そこで、学校運営協議会を設置することにより、学校・地域・家庭が一体となり、協働して児童の成長を支える体制の構築を図りたいと考える。そして、様々な立場の方に学校運営協議員となっていただき、当事者意識をもって学校運営に参画していただくことで学校運営の活性化を図るとともに、学校が核となることで地域の活性化も図りたいと考える。

2. 共同で学校運営協議会を設置する学校（該当がある場合のみ）

令和3年3月1日

生駒市教育委員会 様

生駒市立鹿ノ台小学校

校長 小野 雄史



学校運営協議会設置申出書

学校運営協議会を設置したいので、生駒市学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記の通り申し出します。

記

1. 学校運営協議会を設置する目的

「地域・学校・家庭の連携、協働で支える 子供たちの『学び』と『育ち』」をスローガンとし、学校運営に、保護者、地域住民等の意見を反映させるとともに、連携、協働のもと、子供たちの豊かな成長を支え、地域と共にある学校づくりを進めるため。

2. 共同で学校運営協議会を設置する学校（該当がある場合のみ）

生駒市立鹿ノ台中学校

令和3年3月1日

生駒市教育委員会 様

生駒市立鹿ノ台中学校

校長 深瀬 重雄



学校運営協議会設置申出書

学校運営協議会を設置したいので、生駒市学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記の通り申し出します。

記

1. 学校運営協議会を設置する目的

「地域・学校・家庭の連携、協働で支える 子供たちの『学び』と『育ち』」をスローガンとし、学校運営に、保護者、地域住民等の意見を反映させるとともに、連携、協働のもと、子供たちの豊かな成長を支え、地域と共にある学校づくりを進めるため。

2. 共同で学校運営協議会を設置する学校（該当がある場合のみ）

生駒市立鹿ノ台小学校

令和 3年 3月 3日

生駒市教育委員会 様

学 校 名 桜ヶ丘小学校

学校長名 中谷 篤



学校運営協議会設置申出書

学校運営協議会を設置したいので、生駒市学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記の通り申し出します。

記

1. 学校運営協議会を設置する目的

学校、保護者及び地域の方々が同じ視点で児童の育ちを考えることにより、より良い学校教育、特色ある学校づくりを目指す。

2. 共同で学校運営協議会を設置する学校（該当がある場合のみ）

令和3年3月8日

生駒市教育委員会 様

学 校 名 生駒中学校

学校長名 三村 明弘



学校運営協議会設置申出書

学校運営協議会を設置したいので、生駒市学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記の通り申し出します。

記

1. 学校運営協議会を設置する目的

地域やPTAの委員から、学校運営の基本方針や学校運営に関する意見を出してもらい、学校運営の状況や課題について共有する。また、地域と学校の連携・協力により、より開かれた学校を目指す。

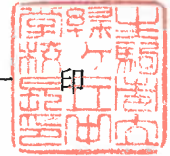
2. 共同で学校運営協議会を設置する学校（該当がある場合のみ）

令和3年3月10日

生駒市教育委員会 様

生駒市立緑ヶ丘中学校

学校長 吉川 祐一 印



学校運営協議会設置申出書

学校運営協議会を設置したいので、生駒市学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記の通り申し出します。

記

1. 学校運営協議会を設置する目的

- (1) 学校、保護者及び地域住民が学校の運営に参画することで、地域に関われ信頼される学校づくりを推進する。
- (2) 学校、保護者及び地域住民が一体となって、より良い学校教育と特色ある学校づくりを推進する。

2. 共同で学校運営協議会を設置する学校（該当がある場合のみ）

令和3年3月1日

生駒市教育委員会 様

学 校 名 生駒市立光明中学校

学校長名 上田 薫



学校運営協議会設置申出書

学校運営協議会を設置したいので、生駒市学校運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記の通り申し出します。

記

1. 学校運営協議会を設置する目的

今、目の前の子どもたちが歩む未来は、グローバル化や情報化等、変化が激しく予測困難な時代と言われています。その中を逞しく生きていくために必要となる「力」を育成するためには、「地域でどのような子どもを育てるのか」、「何を実現していくのか」という目標やビジョンを、地域、保護者と学校が共有し、一体となって進めていかねばなりません。

そこで、学校運営協議会を設置し、「地域とともにある学校」の一層の推進を図ることを目的とします。

2. 共同で学校運営協議会を設置する学校（該当がある場合のみ）

特になし

議案第 15 号

生駒市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

生駒市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に、別紙の者を委嘱したいから、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第2条第11号の規定により、教育委員会の議決を求めらる。

令和3年3月25日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

令和3・4年度 校(園)医等一覧

(令和5年3月31日まで)

学校・園	専任校(園)医	歯科医	薬剤師	眼科医	耳鼻科医
生駒小学校	高田慶応 たかだこどもクリニック	久保田和之 久保田歯科	安井健一 ヤスイ薬局	山田眞未 (医)植田医院	浦野圭介 浦野耳鼻咽喉科
生駒南小学校	松井英人 松井小児科	井藤正純 いとう歯科	田中敬子 コスモ薬局	橋本行弘 生駒橋本眼科	福田和泰 福田医院
生駒北小学校	有山武志 有山診療所	山内雄二 山内歯科診療所	中栖光啓 アイビー薬局	櫻井尚子 さくらい眼科	衛藤幸男 衛藤耳鼻咽喉科
生駒台小学校	竹内大志 竹内小児科医院	増田達雄 歯科 増田医院	松下千博 ヤスイ薬局	山地真三郎 山地眼科	上田隆志 上田耳鼻咽喉科・アレルギー科クリニック
生駒東小学校	澤井 遵	福原美夏 品川歯科医院	安井健一	南部裕之 なんぶ眼科	福田和泰
真弓小学校	竹綱 庸仁 たけつな小児科クリニック	山中康照 山中歯科	中辻 輝 * メルズ薬局	櫻井尚子	衛藤幸男
俵口小学校	友岡俊夫 友岡診療所	中村喜昭 中村歯科医院	安井良太郎 ヤスイ薬局	橋本行弘	上田隆志
鹿ノ台小学校	有山由布子 鹿ノ台クリニック	松中 保 松中歯科	草野ゆり子 * ヤスイ薬局辻	櫻井尚子	衛藤幸男
桜ヶ丘小学校	松尾幸子 マツオメディカルクリニック	鈴鹿正剛 すずか歯科医院	向井香里 こころ薬局	山地真三郎	浦野圭介
あすか野小学校	大塚 亮 大塚医院	河南貴幸 かわなみ歯科医院	安井良太郎	南部裕之	上田隆志
	石田 真知子 ※ 田原クリニック	原 英彰 * 原歯科医院 ※			
舌分小学校	中矢雅治 なかや小児科	中村喜昭	安井良太郎	橋本行弘	福田和泰
生駒南第二小学校	澤井 遵	速水順一 速水歯科	賀須井富美代	葛城良昌 かつらぎ眼科クリニック	浦野圭介
生駒中学校	菊池 美和 きくち診療所	共田義和 ともた歯科医院	倉本孝 若草薬局	橋本行弘	上田隆志
生駒南中学校	木下 勲 木下クリニック	神田 哲聡 かみだ歯科医院	田中敬子	山田眞未	上田隆志
生駒北中学校	溝口精二 溝口医院	池田卓也 池田歯科医院	中栖光啓	櫻井尚子	浦野圭介
緑ヶ丘中学校	石井 禎暢 石井クリニック	平川義臣 平川歯科医院	田中敬子	山田眞未	福田和泰
鹿ノ台中学校	遠本 徹 つじもと医院	小椋成起 おぐら歯科	草野ゆり子 *	櫻井尚子	衛藤幸男
上中学校	阪倉 莊平 阪倉クリニック	山中康照	中栖光啓	葛城良昌	浦野圭介
光明中学校	山上正仁 山上内科医院	佐野雅昭 佐野歯科医院	久吉敦子 こじか薬局	葛城良昌	衛藤幸男
大瀬中学校	勝間寛和 勝間内科医院	西村和浩 西村歯科クリニック	田中敬子	阿部考助 * 阿部眼科	福田和泰
なばた幼稚園	高田慶応	中溝辰男 中溝歯科医院	安井良太郎	/	/
生駒台幼稚園	竹内大志	大橋正和 おおはし歯科	松下 千博		
南こども園 (南幼稚園)	澤井 遵	中島友行 中島歯科医院	田中敬子		
認定こども園 生駒幼稚園	松井賀世子 松井小児科	平川義臣	田中敬子		
俵口幼稚園	中矢雅治	末瀬一彦 末瀬歯科医院	久吉敦子		
あすか野幼稚園	土井俊明 どいくクリニック	山中康照	中辻 輝 *		
桜ヶ丘幼稚園	松井英人	越智宏行 おち歯科	向井香里		
舌分幼稚園	竹内大志	中村喜昭	賀須井富美代		

委嘱期間は、令和3年4月1日～令和5年3月31日

* 印は、令和3年4月1日から新任

※ 印は、4月～6月までの臨時委嘱

議案第16号

令和3年度第2次生駒市教育大綱アクションプランの策定について

令和3年度第2次生駒市教育大綱アクションプランの策定について、別冊のとおり提出する。

令和3年3月25日

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

